

VI. 都市計画マスタープランの実現に向けて

1. 本計画に基づく規制・誘導及び事業の推進

本計画は、本市の将来都市像を示すとともに、その実現を図るための方向性を分野別、地域別に示したものです。将来都市像の実現のため、以下の方法により規制・誘導や事業の推進に取り組んでいきます。

(1) 総合的な視点からの都市計画の決定・変更や制度の構築

都市計画に関わる国や県の制度を積極的に活用し、効果的にまちづくりを推進していきます。また、都市計画の決定・変更や制度の構築の際には、本市の特徴の一つである豊かな自然や農林水産業との調整を十分に行っていきます。

(2) 総合的な視点からの土地利用調整の推進

今後、概ね10年以内に全庁的にかつ横断的に取り組むまちづくりの課題として以下のものが挙げられています。

- ・ 大学院大学構想を踏まえた石川インターチェンジ周辺の整備
- ・ 中城湾港新港地区の開発を踏まえた県道33号線（具志川沖縄線）沿道の整備
- ・ 環境調和型まちづくり
- ・ 南部市街地地域（勝連半島の市街地）及び島しょ地域を中心にした観光空間の創出と関連産業の活性化

そのため、都市計画マスタープランの土地利用方針に沿った土地利用の実現のために、総合的な視点からの土地利用調整計画の策定や、都市計画法等では許容される開発行為であっても、地域固有の課題への対応のために市町村独自のルールを定めることができる条例等の制定、景観計画との連動、白地地域の用途規制の検討といった、より有効な手法の導入を検討していきます。

ア. 土地利用調整計画の策定

土地利用調整の検討に当たっては、市民が地域の土地利用にどのような問題意識を持ち、将来の地域の土地利用を考えているかを把握します。それに基づき、都市計画マスタープランで都市像や土地利用構想を明確にすると同時に、地域別計画において土地利用の地域ビジョンを示します。

その上で、具体的な土地利用調整計画の策定を行い、規制・誘導の基準を示すことが必要です。

イ. 市独自のルールの制定

第2次地方分権推進計画においては「計画白地地域における土地利用整序の確保等をはじめとした総合的な観点からの見直しについて検討する」とこととされ、国では、「都市計画法等では許容される開発行為であっても、地域固有の課題への対応のために市町村独自のルールを定めることができるまちづくり条例等の運用」を積極的に導入する手法を提案しています。

土地利用調整計画の実効性を確保するためには、計画策定時またはその後に、既存の個別規制法との調整に留意しながら、市独自の土地利用に関する条例を制定する必要があります。

ウ. 景観計画との連動

うるま市では、平成22年度に景観計画を策定する予定ですが、景観づくりは、住民の生活環境の維持・改善だけでなく観光産業の振興にも寄与するものであることから、地域経済の振興にとっても大きな影響を持つと考えられます。景観計画を実行するにあたっては、景観法に基づく景観条例の制定が必要です。

エ. 白地地域の用途地域指定の検討

今後商業施設や産業施設等が進むと想定される地域や、住宅の建設等に伴って市街地が進むことが想定される白地地域においては、建物用途の混在防止や周辺環境の形成、保持を図るため用途地域及び特定用途制限地域等の指定を検討していきます。

2. 協働のまちづくりのための推進体制の充実

本計画の実現に当たっては、行政の推進体制の充実や関連する事業者や地域に居住する市民との協働による実現が不可欠となります。将来都市像の実現のため、以下の方法により協働のまちづくりに取り組んでいきます。

(1) 行政の推進体制の充実

本計画を推進するため、本計画の方向性に沿った内容になるよう、また、地域からのまちづくりを進めるために、都市計画分野だけでなく、福祉、教育・文化、産業、環境などの様々な行政分野との連携強化を図り、各分野の事業を連携統合するなど、まちづくりの施策や事業展開を総合的に進めます。そして、多岐にわたる市民要望や相談などの市民意見の一元化、推進組織体制の確立など、行政の推進体制の充実に努めます。

(2) 市民との合意形成の充実

協働によるまちづくりを推進するため、まちづくり意識啓発を進めるとともに、市民、事業者が参加した意見交換の場を設置し、市民との合意形成の充実に努めます。そのため、行政は市民及び事業者と、まちづくりに関する情報の収集・提供および共有化に努めます。

